

平成30年(ウ)第41号 仮処分命令申立事件

(本案・平成30年(ネ)第295号 広島駅北口広島高速5号線トンネル掘削工事
の中止請求控訴事件)

決 定

広島市南区宇品西1丁目7番12-502号

債 権 者 広島おさむる会

同代表者会長 前 島 修

広島市東区温品1丁目8番23号

債 務 者 広島高速道路公社

同代表者理事長 石 岡 輝 久

同代理人弁護士 真 田 文 人

主 文

- 1 本件仮処分命令申立てを却下する。
- 2 申立費用は債権者の負担とする。

理 由

第1 申立て

債務者は、本案事件及び関連事件（広島地方裁判所平成30年（行ウ）第28号広島県監査委員の行政処分たる当該行為の取消し請求事件、同裁判所同年（行ウ）第30号広島高速道路の整備46億2720万円の全部の差止め請求事件）の各判決が確定する日までの間、広島駅北口広島高速5号線トンネル掘削工事及び同工事に関連する一切の工事を受注者に着手させてはならない。

第2 事案の概要

- 1 本件は、広島市に主たる事務所を置く政治団体（法人格なき社団）である債権者が、広島駅北口広島高速5号線トンネル掘削工事（以下「本件工事」という。）の事業主体である債務者に対し、本案事件及び関連事件の各判決が確定する日までの間、本件工事及び本件工事に関連する一切の工事の中止を求める仮

仮処分命令の申立てをした事案である。

2 争点及び当事者の主張

(1) 債権者の主張

仮処分命令申立書（冒頭に「平成30（2018）年10月22日 更新」と記載があるもの）及び補正書（冒頭に「平成30（2018）年10月22日 更新」と記載があるもの）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 債務者の主張

平成30年10月11日付け答弁書に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 争点に対する判断

1 被保全権利の有無について

債権者は、本件仮処分申立ての被保全権利について、これを「トンネル掘削工事の中止の権利」であるとし、その内容について、裁判を受ける権利、詐害行為取消権、財務会計上の違法若しくは不当な行為に該当する契約に基づく債権、文化財保護法及び森林法に違反する契約に基づく債権、住民監査請求及び訴訟に関する書類等についての事務管理、広島市の住民全体の利益に損害を与える不当利得ないし不法行為であると主張する。

上記主張のうち、裁判を受ける権利の一環として「トンネル掘削工事の中止の権利」を有するとする部分は、本案等の訴訟の係属中に係争に係る工事を続けることが裁判を受ける権利を侵害することになるから、同訴訟の当事者である債権者にはその工事の中止を求める権利があるとの趣旨と解される。しかし、裁判を受ける権利について定める憲法32条が、裁判係属中に係争中の工事を中止することまでを定めたものとは解されないのであって、裁判を受ける権利の一環として債権者が債務者に対し上記「トンネル掘削工事の中止の権利」を有するとはいえない。また、詐害行為取消権は、債権者が、債務者に対し何ら

かの債権を有することを前提として成り立つもので、そのもととなる債権が明らかにされない以上、被保全権利が詐害行為取消権であるとの主張は失当である。さらに、債権者は、債務者との何らかの契約に基づく債権も主張するものようであるが、債権者と債務者との間に契約関係があるとは認められない。次いで、債権者は、事務管理又は不当利得に基づく請求権をも主張するが、そもそもこれらの法定債権に基づいて本件工事の差止めを求めることができることは考えられない上、事務管理については、その内容が全く明らかではない。さらに、債権者は、不法行為に基づく請求権についても主張するが、仮に、一般に不法行為が差止めの根拠になり得るとの立場を採用したとしても、政治団体であり、本件工事が行われる場所との関係も明らかではない債権者が、上記のトンネル工事の中止を求めることができる程度に同工事により法的な利益を侵害されたことについては、疎明されたとはいえない。

そうすると、債権者が債務者に対し「トンネル掘削工事の中止の権利」を有することが一応認められるということとはできない。

- 2 以上のとおり、債権者の被保全権利が疎明されているとはいえないから、保全の必要性について検討するまでもなく、本件申立てには理由がないことが明らかである。

第4 結論

よって、本件仮処分命令申立てを却下することとし、主文のとおり決定する。

平成30年12月7日

広島高等裁判所第4部

裁判長裁判官 森 一 岳

裁判官 鈴木 雄 輔

紀 尚 本 沖 判 官 裁



これは謄本である。

平成30年12月7日

広島高等裁判所第4部

裁判所書記官 藤原伸

